

「水素需要拡大推進事業」

業務委託仕様書

1 委託業務名

「水素需要拡大推進事業」業務委託

2 業務目的

本県は全国に誇るモノづくり産業県であり、港湾臨海部だけでなく内陸部にも多くの産業が集積していることが特徴である。

こうしたことから、将来に向けた産業競争力強化と脱炭素化の両方を進めるためには、内陸部における化石燃料等の既存エネルギーからの転換が課題となっている。

また、内陸部においては災害時に外部からのエネルギー供給が途絶しやすく、自立したエネルギー供給基盤の構築も急務となっている。

これらの課題を踏まえると、地域に根差し、内陸部に分散して立地する分野において、安定的かつ継続的なエネルギー需要を創出するとともに、自立性を高める取組が重要である。

特に農業分野(農業生産活動に加え、農業用用水機場等の農業生産基盤も含む。)は、一定規模のエネルギー需要を有し、公共性や防災面での重要性も高いことから、実証の重要な想定分野として位置づけることとする。

そこで、上記課題の克服に向け、農業分野を中心に、燃料電池等の次世代エネルギー技術を活用し、地域特性に応じた水素利活用モデルの構築実証を行う。

なお、本実証は3年間の実施を想定し、今回は1年目と位置付けて実施する。

3 契約期間

契約締結日から2027年3月19日（金）までとする。

4 委託業務内容

以下の（1）から（5）までの業務について、県と協議しながら実施するものとする。なお、実証件数は1件とする。

（1）計画策定

県と協議の上、業務実施計画書を速やかに作成する。

＜記載項目＞

- ・実証事業の目的
- ・実施スケジュール
- ・実施体制
- ・安全、リスク管理計画

- ・実施場所
- ・技術仕様、設備構成
- ・今後の展望（2027年度、2028年度の実証の発展内容案）

（2）技術導入・実証

業務実施計画書に基づき、水素需要拡大及びエネルギー供給拠点構築に寄与する実証を行う。

なお、「2 業務目的」に記載したとおり、本実証では農業分野を最も想定する分野として位置づけるが、提案にあたり限定するものではない。

＜実証内容例＞

- ・水素関連設備の調達、設置
(燃料電池、水電解装置、水素貯蔵施設、エネルギー・マネジメントシステム(EMS)等)
- ・再生可能エネルギー（太陽光、小水力等）との連携による水素製造・利用
- ・近隣施設における水素活用

（3）調査・分析

- ・水素導入量の試算
- ・コスト試算（製造、輸送・貯蔵、利用）
- ・CO₂削減効果、経済効果の評価
- ・非常時を想定した稼働試験の実施

（4）安全、リスク管理

- ・保護設備、安全装置の設置
- ・ガス漏洩検知、緊急停止機能の確認
- ・関係法令（高圧ガス保安法、建築基準法等）の遵守

（5）報告書の作成・完了届の提出

業務終了後、調査結果をまとめた報告書を作成すること。報告書には、調査結果を基にした今後の展望や展開、提案、要望など未来につながる内容を盛り込むこと。また、業務完了届（1部）に添付し、提出すること。

5 業務の進め方

- （1）委託業務を遂行する上で必要となる経費は、受託者が負担すること。なお、設備導入に当たってはリース対応を原則とし、資産となる設備の購入等にかかる経費は、事業費に含まないこと。委託業務を遂行する上の全責任は、受託者が負うこと。
- （2）委託業務の実施にあたって知り得た情報を、本業務の実施以外の目的で利用しないこと。
- （3）受託者は、業務に先立ち、県と打合せを行い、事業実施計画、事業実施スケジュール

ル等を作成し、県の承認を得て業務を実施すること。

- (4) 受託者は、県の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、県との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。なお、技術導入・実証に必要となる関係機関・施設等との調整は、受託者の責任において行うものとする。
- (5) 受託者は、業務の全部若しくはその主たる部分の処理を他人（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により県の承認を得たときはこの限りではない。
- (6) 受託者は、本件業務の一部を第三者に委託したときは、受託者が県に対して負うものと同様の義務を再委託先に負わせるものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- (7) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施にあたっては、進捗状況及び今後の進め方等を県に逐次報告するほか、必要に応じて県と打合せを行うこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、その都度県の指示を受けて処理すること。
- (9) 受託者は、県から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、県からの要請に応じて、別途開催されるセミナー等がある場合には、公開可能な調査結果等について必要な資料を提供するとともに、同セミナー等で報告すること。

6 成果物の提出

(1) 成果物

- ・報告書 2部
(任意様式、A4判で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする。)
- ・報告書及び関連データを記録した電子データ 1式

(2) その他

- ・報告にあたっては、別途指示する日までに現行案を県に提出し、その内容について十分調整すること。
- ・受託者は、別途県が定める書類（完了届、請求書等）を提出するものとする。

(3) 提出場所

愛知県経済産業局水素社会実装推進課（愛知県庁本庁舎2階）

7 その他注意事項

- (1) 個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- (2) 受託者は、成果物に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利を成果物の引き渡しとともに県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとすること。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作権（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 受託者は事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類等の経理書類を整備し、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならぬ。
- (5) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (6) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、県及び受託者協議の上、定めるものとする。